

第五十八回国会 衆議院 建設委員会 議 録 第二十号

昭和四十三年五月八日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 金丸 信君

理事 丹羽喬四郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 佐野 憲治君

理事 池田 清志君

理事 大野 明君

理事 澁谷 直藏君

理事 葉梨 信行君

理事 阿部 昭吾君

理事 石川 次夫君

理事 下平 正一君

理事 渡辺 惣蔵君

理事 北側 義一君

出席國務大臣

國務大臣 (経済企画庁長官)

宮澤 喜一君

出席政府委員

経済企画庁水資源局長

今泉 一郎君

通商産業省公益事業局長

井上 亮君

建設政務次官

飯谷 忠男君

建設省計画局長

川島 博君

建設省河川局長

坂野 重信君

委員外の出席者

法務省刑事局刑事課長

石原 一彦君

農林省農地局参事官

佐々木四郎君

自治省行政局振興課長

遠藤 文夫君

参考人 (水資源開発公団総裁) 進藤武左門君
専門員 熊本 政晴君

五月六日

委員葉梨信行君及び石川次夫君辞任につき、その補欠として大野明君及び高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野明君辞任につき、その補欠として葉梨信行君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員葉梨信行君及び小川新一郎君辞任につき、その補欠として大野明君及び北側義一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野明君辞任につき、その補欠として葉梨信行君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員齋藤邦吉君、橋口隆君及び高田富之君辞任につき、その補欠として澁谷直藏君、大野明君及び石川次夫君が議長の指名で委員に選任された。

五月二日

国立市南地区の道路改善に関する請願(小川新一郎君紹介)(第五〇四七号)
入間川等の改修工事促進に関する請願(小宮山重四郎君外一名紹介)(第五一一四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

建設行政の基本施策に関する件

○加藤委員長 これより会議を開きます。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、水資源開発公団から総裁進藤武左門君に参考人として出席を願っております。

参考人の御意見は質疑応答の形式でお聞きすることにしたと存じますので、さよう御了承願います。

質疑の通告がありますので、これを許します。井上善方君。

○井上(善)委員 このたび水資源公団法の一部改正になることにつきまして、私もどうも不可解な点が多々ございまして、一応お伺いしたいと存じますのでございまして。

愛知用水公団のいままでの経緯を実は私なりに調べてみますと、昭和何年ございしたか、いわゆる愛知用水のみをやった。その後豊川用水を、昭和三十六年ございしたか、取り入れた。さらにまた木曾総合計画、あるいはまた三重用水計画というようなものを愛知用水に取り入れてまいった。何ゆえにこのように当然違う地域であります豊川用水、あるいはまた三重用水、あるいは木曾総合というものを愛知用水公団に吸収してきたのか、この点ひとつお伺いしたいのでございまして。

○今泉政府委員 御承知のように、愛知用水公団は愛知用水を手がけて誕生いたしました。その後豊川用水事業も今春通水の運びになったわけでございしますが、愛知用水公団はあの愛知地方の水資源の開発を目的とした公団でございまして。一方、水公団のほうも全国的に水資源の開発を目的

としておる、そういう関係でございしますから、この際、豊川用水の事業の完了を待ちまして一本となりまして、全国的に統一的、効率的な水資源の開発をやつてまいらる、そうすることがより一そう水資源開発事業の効果的な促進にいいのではないかと、こういう考え方から、統合するのが妥当である、こういうような考え方に立ち至つたわけでございまして。

○井上(善)委員 私そこでふしぎに思いますのは、愛知用水公団は、発足当時から農業用水を主体としたものであつたはずで、最初は、三十トンの水のうちで、一・八トンを工業用水に用いる、あるいは上水道にいたしても一トンしか用いないというようなことであつたはずでございまして。ところが、それがだんだんと多くなりまして、昭和三十六年当時におきましては、工業用水に大体五トンぐらい使うことになった。現在では、愛知用水の――もとの愛知用水です。豊川用水も何も含まずに、愛知用水のみを見ますと、実に九トンに余るものを工業用水にとるようになっておると何とおるのでございしますが、この点いかがでございしますか。もとの愛知用水のみの用水の使用量は、農業用水、工業用水、上水道用水の区分はいまどのように変わつてまいっておりますか。

○佐々木説明員 愛知用水は、確かに、出発の当初計画いたしました農業以外の都市用水は、毎秒一・七トンという水量をきめましてスタートを切つたわけでございまして。これが今日ではこの都市用水の量がかなりふえておりますが、その間、昭和三十九年に約三トンの水をさらに都市用水に回しました。それから今後の見通しでございしますが、大体愛知県等のあの地域の都市の発展、工業の発展等から見通しまして、昭和五十年に約八トンぐらいの水がほしい、こういうことになってお

ります。これに對しまして、農業のほうの關係は、当初三万ヘクタールとかんがひ受益面積を計画いたしました、が、たまたまあの地域におきまして、経済成長といひますか、産業の發展が急速に伸びまして、受益農耕地の事情が急激に変化したしまして、これだけの地域全部にこの農業用水がかかる、これはその地域の農民、農家、この人たちのそういう要望等もございまして、現在のところ、約一万五千ヘクタールというものが、これはもうほぼ変わらない数字として、愛知用水の区域の農業用水をまかなう対象の面積である、こゝういふうにいたしております。

一方、そういう両方の事情がそういうふうに変化してきておりますので、愛知用水の施設は、当初三十トンという水を流す断面の施設を持っておりまして、ダム、調整池等もそういう水量をまかなえるような施設になっておりますので、農業のほうで受益面積の減少に伴う水の余剰水をそういう必要な工業用水に、すぐ近くにあるわけでございますので、回していく、こういう考えています。これは、いまお話がちょっとございましたが、農業用水のほうから無理に都市用水のほうに回しておるとか、そういう意思なり考えは毛頭ないのでございまして、あくまで、一方では、農業関係には土地改良区という法定の団体もございまして、その意向を十分聞きながら、それと連絡しながらそれらの地元の意向をくみながらやってきておりますし、また、都市用水に転用する場合も、当然、愛知用水の建設に投下した金なりそういうものを回収し、適切な工業用水の単価をもとにいたしまして資金を回収しておる、こういう事情でございまして、農業のほうが結果的には、地域の特性もございまして減ってきておりますけれども、無理してこれを減らしておるということじゃございません。

○井上(普)委員 いまのお話でございますと、三万ヘクタールの農地が一万五千ヘクタールに変わるために農業用水が余ってくるので、都市用水の

ほうに使う、こういうお話でございますが、当初よりそのようなおそれが多分にあつたのじゃないか、私どもにはそのように考えられるのでございます。

【委員長退席、渡辺(榮)委員長代理着席】
特にここでお尋ねいたしたいのは、それではいままでの地元負担金が、三万ヘクタールから一万五千ヘクタールに減つたのでございますから、未収金がかなりあるだろうと思いますが、その額は一体幾らあるのか。おそらくばく大なる額になつたと存するのでございますが、その責任は一体どうされるのか。かつ、今後その未収額をいかにして完全に徴収していく計画がおりなのか。それについて、いままでの未収額を水資源にそのまま渡した場合に、水資源はこれをどのようにして解消していくおつもりなのか、計画性があるのか、その点ひとつお伺いしたいと思うのであります。

○佐々木説明員 愛知用水は三十七年から徴収の時期に入りまして、数年間に、まことに不成績でございまして、未収金がたまっておるわけでございます。過去のこの間の事情はいろいろございまして、今日どういふふうになっておるかということだけは申し上げておくことが必要だと思ひます。

実はここ二、三年来特に私どものほうでも強くこれに對しましていろいろ接觸いたしまして、当初の農民負担、農民が出さなければならぬ額の範圍内であくまで正規の賦課をしてもらうという線を出しまして、今日の段階では、昭和四十二年度ごろからほぼその線が了承といえますか、地元の人たちの納得の線も出てまいりまして、ことしごろからは大体正規の賦課額の軌道に乗っておるわけでございます。

〔渡辺栄米 委員長代理退席、委員長着席〕
これはなぜそうなったかと申しますれば、先ほど申しましたように、つまり受益面積の減少部分というのは受益区域からはずれるために、農民負担金は入らないことになります。その部分につき

ましては都市用水から入ってくるものでまかない、残っておる受益面積、つまり、今後愛知用水の水を使う農家、この方々は、当初の計画に近しい、ほぼそれと同じ額を負担金として出す、そういたしますと愛知用水が初めに計画いたしました資金計画がほぼまかなえる、こういうことでございまして、先ほど申し上げましたような都市用水の水量をそちらのほうでまかなうことによつて、負担金の徴収減分が収入として入ってくる、そういうことがほぼ計算ができますので、そういう点で地元の方でもよくわかりまして、大体いまのところではほぼ正規の軌道に乗りつつある。したがって、いまして、今年の秋に統合した場合、おそらく、いまの段階では、統合後はそういう正規の負担が土地改良区農民のほうとも話し合いがつきまして、そして規定とおりの徴収が軌道に乗っていき、こういう見通しでやっておるわけでございませう。

○今泉政府委員　ただいま農林省からお話がございますように、いわゆる負担金問題、あるいは農水の工水への転用問題というようなものは、ただいまのお話のような状況で着々と地元の方々と話も進んでおるわけでございます。引き継ぎまでは、そういう方針でほぼ解決の見通しを得た上でお引き継ぎをいただけるもの、こう思っております。私どもは、引き継ぎましたならば、さような同じ方針をもちましてこれを実行し、円滑にこれを処理してまいりたい、かように存じております。

○井上善委員 私がお伺いしておるのは、一体未収額はどれだけあるのか、それに対して徴収した額がどれだけで、それについて今度どういうような方針で進んでいくんだ、こういうことをお伺いしたのでございますが、御答弁はまことに抽象的なお話ばかりです。どうも私に納得いかないので、具体的に未収額、収入額、それからそれに對してどういうような方法で取っていくんだという方法をひとつお示し願いたいと思います。

○佐々木説明員 愛知用水の収入として見込まれ

ますのに、農民賦課金のほかに、水道とか電気とか、そういうものもございしますが、農民負担金についてだけ申し上げますと、四十二年末現在で、未収費として残りますのが、元本で約三十一億ございます。これに未収の利息が約十三億ばかりあります。元本でいきますと、三十一億ございます。いままでに入つてきておりますのが、四十二年末で四億八千八百万円でございます。これは、先ほど申し上げましたように、ごく最近の二年くらい前ごろからぼつぼつ入りがけたのが、最近特によく入つてきておるのでありますが、実はそれまではほとんどこれがゼロに近かつたということでございます。残りました三十一億というものは、今後正規の償還年限等におつかぶせまして、先ほど申し上げました都市用水のほうからの収入増もございしますから、この三十一億というものを今後十数年間にわたりますて回収していく、こういうことでございます。

○井上普一委員 大臣、元金と利子と含めまして四十四億未収金があるのです。そして収入額がわずかに五億足らずなんです。こういう経営がいままでなされてきておるわけなんです。したがって、今後私どもがおそれるのは、当初の目的である、すなわち農業用水に使われるよりも、むしろ工業用水のほうに——水資源に移ったならば、愛知用水の水は必ずや工業用水のほうに回される可能性がある、このほうに優先的に回されるように考えられるのでございます。しかも愛知用水は、いままでじっくりとあの地方に根を据えて、農家と土地改良区と十分に話し合いが進みながらやってきた公団でございます。これがいきなり水資源に転嫁いたしましてこの未収額を取り得ることは、まず団体が全然違うのでございますから、そういうことは不可能に近いと思うのでございますが、大臣、いかがでございしますか、この点どういうようにお考えになりますか。

○宮澤国務大臣 いろいろ理由はあったのであらうと思いますが、でも、ずいぶん大きな未収金を持っておるわけで、あまり感心したことではない

と思っております。しかしながら、これを水資源
公団に引き継ぎますといいますが、やはり過去
にこういういきさつがあつて受益面積が減つてき
たというのでございましょうから、今度主体が変
つたからといって、急にこれをぎりぎり徴収す
るといったようなことはできるものでもございま
せん。御指摘のように世の中がかわつていきま
して、ことにあの地方は先進地域でございま
すから、やはり地域の経済の発展というものが
現実にあつたわけでございまして、いままでの
愛知用水公団のやつてきました地元との折衝なり
その結果なり、これから改めていこうという気持
ちは私にございせん。もちろん、農業用水に必要
なものをつぎ込んで工水に向けるなどという気持
ちもさらさらございせん。土地の経済事情で農業
用水が要らなくなる、その部分は、それはその他
の用途に向けるというものはもう当然だと思いま
すけれども、農業用水を削り込んでいこうとい
うような気持ちは全然ございせん。

それから、この未収金の問題につきましても、
いままで農林省の指導のもとに徴収の方式なりそ
の金額なりというものはある程度どがついてき
たようでございますから、それをそのまま受け継
いで尊重していくという以外にならう、それ
が結局一番いい方法ではないか、こう思つてお
ります。

○井上(普)委員 収入額がわずか五億に足らな
い。未収額は四十四億にのぼる。しかもこれは
いままで現地で土地改良区と十分に接合してお
った愛知用水公団ですらこうなんです。ましてい
わんや、これが水資源になった場合には、はたしてこの
未収額を取れるかという点につきまして、私は大
きい疑問を持たざるを得ない。しかも大臣、これ
はこういうことなんです。いままでの土地改良
区が、このたび愛知用水から水資源公団に移つた
場合には、各農家、改良区に加わつておる人た
ちの賛成を三分の二以上とらなければ移れないん
です。そういう地元との折衝過程においてむづか
しい問題が私にあると思うのです。受益面積が

減つてきたと大臣おっしゃいますけれども、受益
面積はあまり減つてないのです。ただ、水の単価
が高いために減つたのじやなからうか、これは私
の想像でございしますが、そう思うのです。おそ
く、あの付近でございまして、一反歩当たり
四千円近くあるいはそれ以上、幹線についての田
まで引く水になりますと、まだそれよりも高くな
ります。そういうような問題があるから未収
金が多くなつてゐるのだと私は思うのです。ま
して、農民の三分の二以上の賛成を得なければ水資
源に移ることは不可能でしょう、現在の法律から
いいますと、そういうことになりまして、未収
額というものはますます大きくなつてくるのじや
ないか。それをまたカバーするためにおそく都
市用水のほうにこれが転嫁されていく可能性が多
いのじやないか。ために、農業用水というものは
採算面の上においてずんずん圧縮されていく可能
性があると私は思うのです。これらのことにつ
いては十分に出します、こうおっしゃられたところ
で、やはり企業採算ベースからいいますと、どう
しても都市用水のほうに売り込もうというよ
うな意図が露骨にあらわれてくるのじやないか。
ここの歯とめを一体どうするのか、この点をひ
とつとお伺いしたいと思つたのです。

○佐々木説明員 ただいまの御質問の内容に私ど
ものほうのいろいろの事務上の問題もございま
すので、ちよつと答え申し上げておきますが、ま
ず第一点は、愛知用水を今度合併することによ
りまして土地改良区の同意が要るのじやないかとい
うお話でございまして、今回の合併に伴います措置
は、愛知用水公団の権利と義務を一切水資源公団
のほうに引き継ぐということになつておりますの
で、愛知用水土地改良区の同意を法律的に、事務
的に進めなければならぬということにはなつてお
らないわけでございまして、つまり、愛知用水土地
改良区と愛知用水公団が従来結んでおりました、
持つております権利と義務はそのままそっくり水
資源公団に移るといふ、こういうたてまえでござ

います。

その次は、愛知用水受益地域の受益農家の農民
負担の問題は、ただいま四千円とおっしゃいま
した、たぶんこれは愛知用水の一番最初の計画を
考へておりましたときに三千八百とかいうような数
字もあつたかと思ひますが、現在、先ほど申し上げ
ましたようないろいろないきさつがその後起
こつてきておりましたので、反当の毎年の賦課額と
いうものは二千数百円程度になるかと思ひます。
かなりこれは変わつてきております。

〔委員長退席、渡辺(栄)委員長代理着席〕

この点についてはよく土地改良区のほうにも浸透
しておると思ひますので、先ほど来申し上げまし
たように、この徴収の残額というものは、数字的
にはかなり大きく出ておりました、たいへんな数
字のようには見えませんが、実は徴収済み額の
ほうもこゝろ二、三年の間に入つてきた額が大部分
でございまして、この最近の徴収の傾向を今後
続けていきますならば、先ほど申し上げましたよ
うなことでは今後十数年の間にこの回収はでき
る、こういう見通しを持つてゐるわけでありま
す。

○井上(普)委員 いまあなたのお話を聞いてお
りますと、後楽園のマジックにかつたようなお
話でございまして。後楽園でいま世界魔法団を
やつておるようなんですが、それに類したような
お話である。当初は反当三千八百円、現在で
は二千三百、四百円に反当賦課額が変わつておる、
こうおっしゃる。しかし、未納額が三十一億で、
金利が十三億も加わつてゐるのです。そうして
あなたのおっしゃる通りに、農家の水に対しては
これは十分にやります、こうおっしゃる。一体そ
れでは三千八百円から二千四百円まで反当の賦課
額がどうして下がるのですか。片一方において
は、農業用水には十分やるんだと言つておる。片
一方においては、未収が三十一億で、金利が十三
億も加わつてきておる。しかも、いままで入つて
きておるのとは五億に足らない。金利もど
んどん上がつてこなければいけない。ところが、

三千八百円から二千四百円に反当の賦課額が下
がつてくる。こう申しますと、この点、何とい
いますか、魔術以外に解決方法がないでしょう。あ
るいは償還期限を長く延ばしたのですか。どうな
んでございましてか。

○佐々木説明員 いまの点は説明不十分でござ
いまして、おわかりにかつたのはたいへん申し
わけないのでございまして、実はあの愛知用水の
建設に対する負担金の徴収の方法というのは、年
賦償還額を償還期間に全部ならして勘定する場合
と、それから前期半分は高くして、後期半分は安
くするといふような方法もございまして、先生
が先ほどおっしゃいましたのは、たぶん、最初の
何年間か、前期半分くらいは高い段階の金額では
なかつたかと思ひます。私が申し上げておるの
は、全期間平均いたしました場合に二千数百円程
度になるはずだと申し上げておりました。それで、
それをどういふふうにならして徴収していくか。ま
あ年平均ならして同額ずつ取つていくということに
なりますれば、いま申し上げたように二千数百円
程度になつて、結果的にそれではもしそれを前期
と後期と分ければどれくらいになるかということ
は、私いまここで計算を持っておりますが、そ
ういふことが一つございまして、それから国営
事業等におきましては、先ほど申し上げました、
全部ならしますと平均二千六百三十一円になりま
す。それから国営事業の償還期間等が、この愛知
用水の当初のそういうものをきめたときと今日で
は変わつてきておりました、国営事業では、当初
十年間であつたのが、今日では十五年間まで償還
期間を延ばすことになつております。そういうこ
ともこれに影響しておりますし、さらにまた、都
市用水に対する転用がございましたために、それ
に伴ひまして愛知県当局がかなりこれに對しまし
てはいろいろ援助をしておる、そういうことか
ら、農民負担金なるべくふえないように、そう
いうことをいま申し上げたようにいろいろの手を
打つておられますので、先ほど申し上げた数字
からいいますと、一見たいへん矛盾したような

ふりにお受け取りになつて、たいへん恐縮でございますけれども、そういう事情がございますので、いま申し上げましたように負担金が二千数百円程度で済むはずである、こう申し上げておるわけでありませう。

○井上善委員 どうも私には、反当三千八百円から二千六百円ですか、下がった理由が納得できません。と申しますのは、先ほど来申しますように、金利はほとんど——償還期間を五年延長したとおっしゃいますけれども、そういうことは当初からある程度予想がついたはずですよ。さらにはまた、この収入がわずかに五億足らずですよ。こういうような状況から考えまして、さらにはまた、いま地元におきましては、愛知用水を水資源に移管することに反対の声が農民の間からかなり起こつておることは御存じでしょう。こういうようなことから考えますと、水資源に移す場合には、これは土地改良区の三分の二以上の同意を必要とします。あなたは、いままでの権利義務をそのまま移すのだから心配ない、こうおっしゃいますけれども、地元の農民においては水資源に移すことについては反対の声が上がつておる。その中にいて三分の二の同意を得なければならぬということになりますと、かなりむづかしいと思うのでございませうが、この点いかがでございますか。

○佐々木説明員 愛知用水土地改良区に今回の統合合併に反対であるという声を私どものほうは受け取つておりませんが、問題は、実質的に愛知用水土地改良区が従来やつておること、それから今後いろいろ約束されておること、水の管理、配分、それからいまの使用の問題、これらのことが従来の経緯等をそのまま受け継がれていかれるならば、統合されたといつても、愛知用水の管理というものは従来のとおりにやる方法をとつております。愛知用水の水の管理、施設管理というものは従来どおりの方式をとつていくことにしておりますので、その点については、土地改良区も農民、農家の団体の方も十分知つておるはずでございまして、合併することによって自分

たちが何か影響を受けるのか何とかいうことはあり得ない、こういうふうな考へております。

○井上善委員 あなたのおっしゃるのはいくまでも推測であつて、現地においてすでに農家から反対の声が上がつておるのです。その中において三分の二の同意を得なければいかにぬという、これは並みだたいのことじゃないかと思うのです。この点、まだ未収額がさらに大きくなるのではなからうかと私は憂へると同時に、ためにこれが都市用水のほうに転嫁せられるおそれがある、こういうことを私は憂へるのでございませうが、一体どこで歯どめをするのか。農民、土地改良区がほしいだけの水は十分に流すというところはここで確約できますか、いかがでございますか。

○佐々木説明員 それはもう十分確約できます。先ほど申し上げましたように、将来の見通しといつたしましては、長期で八トンの水は分けられる。また農業用水のほうも支障ない。やはり愛知用水の事業目的からいたしまして、知多半島、あの辺の農業の水というのが一番主体でございましてために、愛知用水土地改良区の同意なり何なりなしにこういう問題が解決できるとは私どもも思つておりません。

○井上善委員 その点はまずおきまして、続きまして、私はまことにしろろとでわからない点がございませうので、ひとつお伺ひいたしたいのでございませう。

愛知用水公団方式、あるいはまた水資源開発公団方式、あるいは国営土地改良事業方式というような方式がこれまでの土地改良事業に行なわれておるわけでございますが、これの特徴、長所と欠点を、あなたの方のお知りになつておるところをひとつお示し願ひたいと存するのでございませう。

○今泉政府委員 愛知公団でやつておりました事業のやり方と、水資源開発公団でやつておりました事業のやり方とをいろいろ比較してみますと、その考え方、思想というものはこれは同じなわけでございますが、若干の点について相違がございませう。それは、一つは、事業の業務の範囲と申しま

すか、水資源公団におきましては、従来、農業関係のみならず、各種の利水事業もやつておるわけでございますが、農業に關しましては、国営級のものを中心としてやつておつた、こういうことになつております。それに対しては、愛知公団のほうでは、先生もつとに御承知のように、いわゆる愛知公団方式というのをやつておられて、県営クラスのもの、あるいはさらに末端の団体のものまで、いわゆる細いとおっしゃるか、小さい末端の水路まで一貫してやつておつた、こういうふうなことになるのでございませう。この点が一つの相違といへば相違です。それからもう一つは、都市用水関係についての資金調達につきまして若干の相違がある、こういうことだと思ひます。

第一点につきましては、今回の合併に際しまして話が出まして、四十三年度の予算を組みます際にも、なるべくそういう差は解消していったほうがいいのじゃないか、ことに、新しく木曾川水事業をやる、あるいは三重川水事業をやるという際に、従来の愛知公団が愛知用水事業あるいは豊川用水事業というものをやつてこられたのとあまり大きな懸隔があつては、これは必ずしも適当じゃない。いろいろな事業はございませうが、できるだけ同じような実施方式をとりたいものであるという考え方、県営クラスまでは予算上もさしたる従来どおり愛知公団のほうにやつていこう、こういうことをやつておるわけでありませう。

なお、土地改良法と、いわゆる公団でやる事業との関係につきましては、法律上も実際上も非常に種々複雑でございますが、実態的には、国庫の補助等、そういう利点と申しますか、便宜と申しますか、そういう点につきましては、公団がやります際に、土地改良法に基づいて国その他の者、愛知公団がやります際に、国庫補助率等については特段の差はない、こういうふうな心得ておるわけでございます。

○井上善委員 それで、このたび水資源公団に移管統合した場合、一体農業サイドから見た場合にどのようなメリットがあるのか、この点をひとつお示し願ひたいと思ひます。

○佐々木説明員 水資源公団発足以来、各地で農業関係の事業を進めてきておりますが、公団事業になりましてからは、まず第一に、何と申しましても資金手当てが大幅によくなる。それから、他の農業以外の用水等もあわせてやつていくという性格のものが強いわけでありませうが、この場合に、水資源公団は一括してこれらの資金手当てをやつておりますので、仕事を進めてまいる場合に非常に円滑に仕事を進めることができる。実は愛知用水のほうでもそういうことは可能なようになっておりましたけれども、先ほど企画庁のほうからも御説明がありましたように、ほぼ同一目的を持つておりますものでございまして、実質的に両公団の内容的なやり方というものは非常によく似通つておりますので、木曾川水系につきましてもこういう水資源公団方式を適用してやるということ、あの予定されております事業の性格からいましてたいへんふさわしいものではないか、こういうふうな考へております。

○井上善委員 どうもお役人さんは、何といひますか、出したら、その場のがれの御答弁が多いのでありまして、いまになれば、これがいいのだ、こういうお話でございませうけれども、これは何じゃございませうか、いままで愛知用水公団は、国営の土地改良事業、県営土地改良事業あるいは末端の団体の土地改良事業までやつてきた。ところが、水資源のやり方というのは、これは国営土地改良のみのことを主体にしていままでやつてきていると思ひますが、これはどうでございませうか。

○今泉政府委員 先生のおっしゃるのとおりでございまして、そういう点につきましては、今度合併後に新規に木曾川の用水事業、三重川水事業をやります際には、何と申しますか、例外として一貫施工の精神を生かしていきたいということ考へておるわけですが、これは先ほど申し上げましたとおりであります。

○井上善委員 ただいまのお話でございませう

れども、確かにいままでの水資源のやり方と、今度合併統合したときは、やり方が現実と違ってきている。私のほうの吉野川も水資源がやっておられますけれども、愛知用水を統合した姿と大いに違っているわけです。そしてまた、今度木曾川水系の総合基本計画というものはまだ立てられていないはずですが、いかがですか。

〔渡辺(笑)委員長代理退席、委員長着席〕

○今泉政府委員 木曾川の基本計画は、ただいま関係省並びに地元の方々と鋭意詰めている段階であります。もちろん、われわれとしての関係の役所としての一応のプランは相当詳しいものを持っているわけですが、この案につきまして、地元各県の方々、また各種の利害関係の方々といま十分お打ち合わせ中で、なるべく早くでかしまして、今後の事業実施に支障のないようにいたしたい、こう考えております。

○井上(普)委員 いままでの水資源のやり方といえますものは、基本計画が策定され、そして各関係の府県との協議もととのった上で水資源がやってくる、これが水資源のやり方であるし、法的にもそうきまっておると思うのです。ところが、このたびの木曾川水系の基本計画はまだできていない、着詰まっていけない、その段階において統合をやるといふことは、法的にも疑義があるし、また、これが先行して、地元の関係府県に対し、あるいは町村に対して、あるいはまた土地改良区に対して、圧力になるおそれがある、このように思うのですが、いかがでございますか。

○今泉政府委員 先生仰せのように、法律の規定あるいは理論からは、そのとおり、基本計画を立ててまして、それに従って実行する、これは当然でございます。ただ、従来の水資源開発の実情は、これも御承知のとおりでございますが、国営でございましょうが、公団でございましょうが、青写真の一応の調査作成と地元の方々との話し合いというものが総合関連しながら進んでいり、そして円滑に実行するに至る、こういうのが実情じゃないかと思ひます。少なくとも、私どもは、

この計画作成の段階を通しまして、いわゆる先生御懸念のような圧力というふうなことは毛頭ないように、そのためにいま十分なるお話し合いを持っていますわけでございます。

○井上(普)委員 この木曾川水系の基本計画ができていないさなかにございまして、木曾の用水事業というものを水資源が組み入れる、あるいは三重の用水計画を組み入れるということにつきまして、大きな問題がある、私はこのように指摘したいと存するのであります。これは法的にもおかしいところがあるし、かつまた、地元に対しての十分な納得もまだとれていない段階において移管するというのは、私どもも納得いたしかねるところであります。ただいまの御説明によりまして、水資源公団は多く事業をかかえておるわけでございますけれども、そのうち木曾総合と三重用水の両事業を愛知公団方式並みに一貫した施工をやられる、こうおっしゃられておるわけですが、一貫施工が有利なのでございましてならば、当然、水資源がやられる今後の計画におきましてもすべて一貫した施工をやられるのがいいのじゃないか、このように思うのでございますが、どうでございませうか。やる御意思があるのですか、ないのですか。

○宮澤国務大臣 結局、地元では、仕事はしてもらいたい、しかし、なるべく負担はしたくない、こういうことなんでしょうから——どこでもそうでございませう。そこで、いままでの水資源のやり方と愛知用水公団のやり方と比べましたら、水資源のやり方のほうが、言ってみれば、少し条件が辛いと申しますか、きついわけです。今度の場合、いまの木曾と三重でございまして、主体がかつたからといってお家の風を押しつけるというところは、やはり、先ほどから御指摘のように、いろいろの地元不安もあるでございませうし、隣で愛知なり豊川なりのほうをやったのを見ておられますから、無理に水資源のほうの家風を押しつけるというのはいささか、地元不安を与えるであらうし、いささかもあります。

○井上(普)委員 妥協してやっという、そうして農民の負担を少なくしよう、こういう話でございませうけれども、それでございましてならば、全国に行なわれております水資源の土地改良事業というものが当然そういう要求が出てくると思うのです。それに対してはどうでございませうか。

○宮澤国務大臣 そこを実は、これに限って、裏から申し上げたつもりでございませうが、この場合も本来ならば辛くやるのが、水資源のほうから申せば、筋道でございませうけれども、そう急にいままでのいきさつを無視することはいかにかと思われまいますので、これに限定してひとつ従来の愛知用水公団のほうの家風を受け継いでいこう、こういうことでございませう。

○井上(普)委員 農林省にお伺いしますが、たくさん国営の土地改良事業が行なわれております。ところが、豊川用水は愛知用水に吸収せられてしまふ、あるいはまた印旛沼の干拓事業も水資源のほうに吸収せられてしまふ、八郎潟も事業団に吸収せられてしまふというふうなことで、この吸収につきまして過去三回とも現地における労働組合とかなりトラブルを起こしておるうちに聞いておるのでございませう。今回の水資源に統合する場合、このトラブルが起らないような処置をあなた方はおとりになったのか、また今後どういうような方向で進められるおつもりなのか、その点ひとつ伺いたいのであります。

○佐々木説明員 確かに、過去におきまして、ただいまおあげになったような事例では、公団事業のほうに移す場合いろいろ問題がありました。ただ、私どもといたしましては、それに該当する印旛と、あるいは豊川とか——八郎潟はちよっと事情が違いますが、そういう事業をなるべく早く

完成させまして事業目的の効果を早期に出さないと、これに関係する人々、特に農家、そういう方々の期待にこたえられませんので、事業の促進というのを思ひやり、それに従事される職員の方々、それらの人たちの条件はなるべく有利にこれを持っていましてやっきたつもりでございませう。国営事業でやっておりますものを承継してやっというやり方につきましては、私どもとしましては、できる限り、原則として、途中から国営事業を公団事業でやるということはあまり好ましくない。やはり最初から公団事業というふうなことにいたしませんと、従事する職員の方々の不安もございませうし、その希望によってその職場についておられることでもありましようから、なるべくそういう方向をとっていきたい。ただ、個々の事例では、たとえば今回のようないろいろの場所場所によって特別な事情がございませうので、そういう場合には、将来そういうことはあり得るというふうなことも考えながら進めていかなければならぬ、そういうことを気をつけて、今後国営事業あるいは公団事業というものの區別をはっきりしていきたい。この両事業の振り分けといひますか、基準と申しますか、そういうものは、先ほど水資源局長がお話しになったとおり、国営事業のほうは、土地改良法に基づきまして土地改良長期計画につけられておる仕事を今後年次の計画的に進めていくというところははっきりきめておられます。一方、水資源公団事業になるものにつきましては、別途の水資源開発二法と称する法律の規定に基づきまして進めることになっておられますが、水資源開発公団事業といえども農業用水がかなりこれに関係いたしますので、農業の側といたしましては、やはり水資源開発公団事業のほうにも他の利水目的と一緒にやっていく場合にはこれと一緒にやってらざるを得ない、こういうことでございませう。

○井上(普)委員 最初の御答弁はなかなかすっきりしておったのですが、途中からどうもふにやふに

にやになつてしまつて、何でも、結局、それじゃ、土地改良十カ年計画にのつておる事業につきましては、これは国営で土地改良事業で行なつていくんだ、こう考へてよろしうございませうか。

○佐々木説明員 土地改良長期計画の中に盛り込まれておりますものは、今後十カ年——と申しますのは、昭和四十年から十カ年でございませうが、これはきつめて大ざつぱな概略のものでございませう。この中で三千ヘクタール以上の国営資格を持つておるものは一応国営事業として将来この期間内にやろう、こういうかまえてございませうが、これを一つ一つの具体的にやつていく場合に、先ほど申し上げました水資源開発二法の法律目的にびたりと合致し、そうしてそちらのほうでやつていくというものがかりに含まれることになつた場合に、私どもは必ずしもそういう仕事が多いとは思つておりませんが、中にはそういうものも出てくるであらう、そういうものが出てきた場合には、先ほどのようないろいろな手続はもちろん踏みますけれども、水資源開発公団事業としてやる場合もあり得る、こういうことでございませう。

○井上(善)委員 それじゃもう一点を押しつけて聞きますけれども、このたびのようにあるいは国営土地改良事業が公団に移管されるということは今後やらないように努力するということはお約束できますか、どうぞございませう。

○佐々木説明員 なるべくそういう方向で努力いたします。

○井上(善)委員 それから豊川用水、あるいはまた愛知用水、あるいは木曾総合、三重用水というやうなものが全部水資源になつてまいりますと、東海地方における土地改良事業というものが非常に少なくなつてくるわけですね。その国営の事業量を、現在はやられておりますけれども、これを移管しないというお約束はできますか、どうぞございませう。

○佐々木説明員 現在の段階で、東海地域に木曾総合、三重用水の今回の公団事業の移管以外に将来あ

るの地域で公団に移す考えはございませう。また、国営事業はさらにいろいろな計画もございまして、これらの計画は実を結ぶのがどういふふうになつていくのかはまだ予測はできませんけれども、私どもとしてはまだ予測はできませんけれども、今後事業が他と比して少なくなつておるとか、今後なるんだというふうには、はっきり申し上げるようなものはなかつておると思つております。

○井上(善)委員 東海地方は、都市開発が非常にメカロポリスで行なわれておることは存じておりますけれども、あつたところから、まだまだ残された農地、土地改良というところがたくさんあると私どもには考えられるわけでございます。これらに対して十分に土地改良を行なつていく、いわゆる国土の均衡ある発展ということには、都市近郊において農地を確保するということが重大な使命であると思つております。そういう意味では、国営の土地改良事業が現在よりも少なくならないように極力御努力願ひたいということを希望しておきたいと存ずるのでございませう。

○佐々木説明員 水資源公団は現在五大水系について仕事をやつておるわけでございますが、法律上もそれに限定されることにはなつておりません。また、将来の水需給あるいは水資源開発の必要性を考えますれば、五大水系に限定されるというのには必ずしも適當ではないのじゃないか。全体として日本全国についてやはり緊急なところから適時手をつけていくというふうになければ、将来の水需要に應じていくということに差しつかえがあるのではなからうか、かように存じております。

○井上(善)委員 私の地元におきましても、水資源が吉野川総合開発をやられておるわけございませう。その点につきましては、私、個人的には大いに異論のあるところであつたのであります。しかし、一応関係各県の同意も得てやられたつたのでございませうけれども、先般水資源公団が香川用水をつくつて、池田ダムをつくり、香川県に農業用水、工業用水を分水するという計画が出されたところ、ところが、一体それじゃ農林省が計画しております吉野川の北岸用水、これにつきましても、なんだというふうになりますと、実は勾配が足らなくて水が下に流れない、あるいはポンプアップしなければならぬ、こういう問題が起つてしまつた。それで、地元におきましては、これを一メートル五十ないし二メートル上げてくれという陳情に農林省あるいは建設省に参つたようでございませうが、その際の農林省当局あるいは建設省当局のいわくには、香川用水につきましても十分調査ができておるのだ、ところが、吉野川に最も関係のある北岸用水については、調査が不十分なために、いままでの二十メートルでしんぼうしてはしなかつた、というようなお話に承つておるのでございませうが、これはどうなんですか。

○佐々木説明員 徳島県の北岸用水が調査不十分だということを申ししたのは事実でございませうが、実はあの種の大きな土地改良事業を始める場合には、事前に相當の年月を費やしてかなり綿密な調査をやりました、計画をつくりまして、さらにそれがまた着工する段階までにはかなり日にちを要するというのが従来のやり方になつております。北岸用水、つまり吉野川下流域の水の関係を申しますのは、御承知と思ひますけれども、早明浦ダムの建設時点では十分徳島関係の水資源、量等を見込んでおるはずでございますが、個々の徳島県などの場所をどういふふうな農業開発を進めていくか、この問題はいろいろむづかしいこともありまして、北岸用水そのものは、実はいま申し上げました手続、つまりかなり長い年月をかけて調査をするためには、農林省から直轄調査費というものを支出しますが、そういう予算をつけました調査を進めていくわけでございますけれども、

その調査費もまだ計上されてない。これは御承知のように、土地改良法の手続によりまして、地元の申請によつて進められている関係もございませうから、地元、県等から農政局を通じて申請がまゐりますならば、当然私どものほうで必要な調査費を要求し、計上し、調査を進めていくという段取りをつけるわけでございます。したがって、先ほど御指摘になつた池田ダムの問題は、一応そういう計画が出てまいりましたために、検討を加へまして、こまかい綿密な調査、計画はまだでき上がつてはおりませんけれども、若干ダムアップいたしましたりやらないとあつた計画は経済的に効率的にやれるという見通しを私どもは持つております。御承知のとおり非常に細長い地域でございまして、比較的傾斜地でございませうから、計画を立てることはたいへん複雑でございませう、むづかしいのでございませうけれども、必ずしもそういうことをやらなくても、全地域にみなポンプで揚げなければならぬとか、そういうことには絶対ならぬ、そういう見通しを持つておりますので、これは調査しなければならぬわけじゃないかと言われればそうなんですか、いさうすけれども、おおよそ私どもの常識からしてそういう見通しがございませうので、池田ダムを特にこの際上げなかつてもいいというふうな考へております。

○井上(善)委員 あなた方は、吉野川と何ら関係のない香川県の用水につきましても、農地につきましては十分御調査になつておる。吉野川と直接関係のある北岸の流域については御研究になつてない。そうしてあなたはいま、二十メートルのダムであまり費用はかからない、このダムかさ上げをやらないと言ひますけれども、必ずそこにはポンプアップの施設が要するはずですね。あるいはまた、あそこ阿波用水という大きい用水がありまして、この用水を一メートル五十下げれば、そうしたらこの用水関係は解決するのだというふうな御答弁、お話を私は承つた。用水全体にわたる末端にまで一メートル五十下げるには、ばく大な費用が土地改良区の団体にはかかつてくる。こういう

来あ

た、

になつていくのかはまだ予測はできませんけれども、

なるんだというふうには、はっきり申し上げるよう

なものはな

つておると思

うことをお考えにならずに、なぜ——ダムを一メートル五十ないし二メートル上げることにによる水没家は全然ないのです。お考えを改めるお気持はございませんか。と申しますのは、吉野川の水というのによつてあの流域の農民は何百年來苦しめられておると同時に、利益を受けてきたのです。その水を、早明浦をつくり、そうして何ら関係のない香川県に分水するのです。持つていくのです。片一方のほうにはいままでも十分調査し、たっぷりした水を与える。片方、流れておる吉野川の流域農民にいたしますと、この水をとるのにダムをわずか一メートル五十ないし二メートルかさ上げしてくれば、この用水の水路を一メートル五十下げなくても、あるいはポンプアップしなくても済むじゃないかというふうな、農民感情としては、あるいは流域農民の感情としてはまことに割り切れないものがあるために、御承知でございます。いま池田ダムの建設につきまして、水資源のほうから徳島県議会に對しまして、同意書を出せ、同意をくれいということを出しておるはずで、ところが、このことが解決されぬ限りは、議会においてはこれを同意するのをやめるのだというふうなことをいわれておるわけですね。で、最も関係の深い、しかもいままでもこれによつて利益を受けると同時に被害も受けてきたこの流域住民にとつては、これは流域住民のまず利益を考へるといふ立場でなければならぬと思ひます。そしてその水があがるならば、国土開發的な意味合いから他のほうに分水するということも、私はこれは可能であらうと思ひます。

お返事はいたしておらないような状況でございます。私は、この吉野川の水を利用しまするにつきましても、もちろん、この四国全体のために考えますとともに、地元沿岸住民について直接この水を利用しておられた方々のお立場を十分尊重すべきことは、これは論をまたないことであると思ひます。したがういまして、このいわゆる北岸用水の問題を含めて意外にも徳島県側からいろいろ御要望がございまして、われわれといたしましては、関係各省とも相談いたしまして、できるだけ前向きにこれは検討して、御期待に沿うようにしたい、こう思つております。

ただ、その北岸用水の件につきましては、その基本的な、水をどこからとればいいのか、また、どういふふうにしてとればいいのかという一つの技術問題であり、また同時に、それに伴います経費の問題もあるかと思つてございまして、その辺につきましても十分具体的に検討しないといけないのではないかと、そういう意味で、農林省並びに建設省御当局がこの計画の変更の可能性あるいはその妥当性をいまだ十分技術的に検討しておられるわけでございますから、その結果をまことに基本計画の修正に對処してまいりたい。水を沿岸農民のほうに利用される、また今後もその地方の便益に供する、そういう必要はこれは十分あり得るのとは當然でございます。そのために、具体的な方法論として十分専門的に慎重に御検討願つて、その結果によりたい、私はこう思つておるわけでございます。

常に大きく出てきておる。この点は、昨年建設委員一行が視察いたしましたときにも指摘されたのでございまして。ところが、何ゆゑにこのように水が不足してきておるかとお申しますと、那賀川の上流には長安というダムがありまして、その上流に陰平と日早というダムを建設する計画があつたわけでございます。ところが、その計画は、いままでも一河川一事業という方式で県営の発電をやるのが当然ではございましてけれども、もちはもち屋というところで、電力会社にはこの開発を譲つたわけでございます。その計画のときに——公益事業局長、ちゃんと聞いておいてください。特にこのとき、昭和三十六年に同意ができた、そして申請を出したのでございまして、通産省のほうにおきましては、実に四年にわたりこの書類を——ダム建設の事業を抑えたがために——県との話し合いでは、四十年までに陰平のダムをつくり、日早のダムは四十二年までにつくるという話し合いができておつたのでございましてけれども、それが事業がおくれたがために、水の流量が不足いたしました塩害が起つておるのでございまして。私もその際につくづく思つたのでございまして。私もその際につくづく思つたのでございまして。けれども、公益事業局というものは一体国民のほうに顔を向けておるんだらうか、あるいはまた、電気事業会社のほうに顔を向けておるんだらうか、大きい疑問を持たざるを得なかつたのです。四年にわたりこの事業をおくられた原因は一体どこにあるのだ、公益事業局が許可を出さなかつた理由はどこにあるのだ、この点ひとつお示し願ひたいと思つております。

しかし、たちまちの問題として、流域農民が大きい被害をこうむるというこの事業については、これは感情をいたしましてまた割り切れないものがあるのは当然だと思つて、水資源といたしましてはどういうふうなお考え方で進まれるのか、お聞かせを願ひたいと思つてございまして。

○今泉政府委員 先生御指摘のように、この法律に基づきまして吉野川の水資源開発基本計画を修正するために、徳島県に御照会申し上げて、まだ

だ研究ができていない、技術的に解明する余地がある、こういうことでは、どうも一方的じゃないか、流域住民にとつてはしんぼうできないのは当然だと思つておるのです。住民としましては、要求として、一メートル五十ないし二メートルかさ上げをしてくれ、しかもそれは水没家が全然ない、たかだか二億圓くらいの金によつて全部解決できる問題なんです。それを技術的にも解決してない、また研究の余地もある、こういう問題をばつと政府から府県段階におろされてきたところに、大きい問題があると思つておるのです。これらについてもう一度担当の大臣として検討し直す余地があると思つておるのですが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 詳しいことを実はよく承知しておりませんが、長年むづかしい問題でありましたのが、ともかく関係者の合意ができて、吉野川を総合開発するということになつたわけでございますから、せつかく円満に動き始めた話でございます。これは主として農林省の調査なり御意見なりと思ひますが、今後それもよく聞きまして、いまの段階ではあまり予断を持たずに検討してみたいと思つております。

○井上(善)委員 予断を持たずに再検討されるということを私は信願いたしますが、この問題につきましまして特に流域住民が非常な不満を持ち、感情的にも納得がいきかねておる点を指摘いたしまして、大臣の今後の善処を要求いたすものでございまして。

○井上(善)委員 大臣、いまのお話でよくわかつたと思ひます。これほど吉野川の流域農民にとつて重大な関心があつた利害関係があることにつきましてまだ調査もできていない。技術的にまだ検討する余地があるのです。そういうことをやりながら、まだこのダムの高さにつきまして実は二十メートルにする、それは香川県で吉野川と全然関係のない分水です、完全なる分水です、それを同意を要求せられておるわけなんです。ところが一方、流域住民の最も関心のある問題についてはま

続きまして、昨日でございましたが、自民党の池田議員から、徳島県の阿南という地帯がございしますが、あそこでも水の不足をえらく来たしておるんだなという御指摘がございしました。それで私も、あなた何ぞ知つたんだと言つて実はお聞きいたしましたのでございまして、一級河川的那賀川下流におきましては、水不足のために塩害が非常に大きく出ております。工業用水の不足を来たて、ぎりぎり一ぱい以上に取りつたのが現状であります。そのために——と申しますか、それも一因ではございますが、下流におきましては塩害が非

○井上(善)政府委員 お答えをいたします。ただいま、陰平の発電所の許可の問題だと思ひますけれども、相当長年月を要して、急慢ではなにかというふうなお話でございしましたが、確かに、一つの計画に對しまして数年を要するということは、私も、御指摘のように、これは必ずしも手ぎわのよいことではない、こう考へておられます。その点につきましては私も今後十分反省してまいりたいと思ひます。しかし、事情をよく調べてみ

ますと、これは先生も御承知のことと思えますけれども、昭和三十五年から数年間、地元におきまして水没補償問題に關しまして関係者の意見が対立いたしました。公聴会を開けないような事態でございました。私も許可するに際しましては、やはり公聴会を開きまして、そうしてその了承を得た上で許可するというような立場で処理いたしておりましたので、そのために、関係者の意見調整ができました最近に許可を行なったというのが実情でございます。

○井上(普)委員 公益事業局長、それは話が違います。と申しますのは、県と電力会社との間に、水没道路、つけかえ道路、これの交渉があったのです。そして、その具体的な内容にまで実は県と電力会社との間に話がついておった。ところが、通産省の公益事業局がこの道路のつけかえには高過ぎるといつて延ばしたのが実情じゃありませんか。私も関係市町村あるいは水没する方々とお目にかかったところが、そういうような利害関係者の間における対立なんというのはありませんよ。しかも四年間はつておくとは一体何事です。ために、下流におきましては塩害が出てまいったのであります。鹿児島県の池田さんさ心配なさるような事態が出てきておる。その一つの大きな原因は、通産省が四年間もこの書類を握りつぶしておったところにあるのです。どう責任をとられるつもりですか。

○井上(亮)政府委員 いずれにいたしましても、地元関係者との間にいろいろ補償問題が解決しない、そのために、私もといたしましては、公聴会が開ける段階でないというふうに考えまして、地元としての調整がとれるのを待つて許可したというのが実情でございます。

○井上(普)委員 地元関係者の利害が錯綜したとおっしゃいますけれども、あなたの方でいろいろ調査に参られましたか。それは電力会社が事業を延ばすために一方的に交渉に入らなかったんじゃないか、いませんか、どうでございますか。

○井上(亮)政府委員 当時、私、責任の衝におり

ませんでしたので、いつ調査したかという御質問に的確にはお答えできませんが、当時からやっております私どもの部局の者から詳細に話を聞いてまいったわけでございますが、いづれにいたしましても、道路の工事費の値上がり等、その他それに関連する補償問題等、当事者の四国電力と関係者の間で話し合っておりますが、その話し合いがつかなかったというところは、双方から私も事情を聞いて、双方話し合いがつかないというのであれば許可するわけにはまいらない、したがって、一日も早く話し合いがつかないようにということを私もといたしましては要望いたしまして、それで、おくれたことはなはだ不手ぎわでございますけれども、話し合いがついた結果許可をしたというところでございます。

○井上(普)委員 あなた、双方とはだれとだれのことですか。

○井上(亮)政府委員 道路の問題につきましては、四国電力と県の関係になると思えます。

○井上(普)委員 道路の關係につきましては、昭和三十六年五月三十日に県と電力会社との間には話がついておるのです。金額を申してみますと、三十六年の五月三十日に、陰平の発電所の工事関係、国道、県道の改修費として七千万円、それから道路及び橋梁の拡幅工事費として一億三千万円、この当時に契約ができておるのです。それをできてないというのはどこに理由があるのですか。

○井上(亮)政府委員 先生御指摘ありましたように、確かに昭和三十六年五月三十日に四国電力の社長と徳島県知事との間で覚え書きが結ばれたわけでございます。その点は事実でございますが、しかし、道路の工事費がその後値上がりしたというようなことから、道路のつけかえ及び補修費等につきまして値上げ要求が県から四国電力に提出されたわけでございます。ですから、覚え書きの線ではなくて、その後値上げ要求がありました。そのために、再度両者間の話し合いを続行したというのが事実でございます。

○井上(普)委員 再度のそういう話は実はわずかな金額なんです。県のほうは幾ら要求して、幾らで妥結したのですか。

○井上(亮)政府委員 ただいま私の手元に幾らという資料はございませんけれども、いづれにいたしましても、その後県からの値上げ要求があつて、そして両者の話し合いが行なわれたということだけは確かでございます。

○井上(普)委員 それは金額にいたしましてせいぜい一千万円ないし二千万円の話です。補償費が大抵二億のところ、あつたといつたしましても一千万円、五割くらいの金額のはずです。それを口実にして事業会社のほうに延ばしたのじゃございませんか。解決いたしました金額は、私も手元に持っておりますけれども、わずかなものです。それに金利も含めておられません。これを四年間も公益事業局のほうで押えておく理由は、私はどうも納得いたしかねるのです。どうでございますか。

○井上(亮)政府委員 いずれにいたしましても、一ぺん覚え書きを交換して、やろうという話し合いになつたものが、長年月かかるということにつきましては、先ほども申し上げましたように、必ずしも手ぎわのいいものではない。今後こういうことにつきましては、できるだけすみやかに関係者の意見調整を終えるように、側面から私も指導して努力したいと思ひます。しかし、本件につきましては、先生も御承知のように、一ぺん覚え書きはできましたけれども、その後、その覚え書きをさらに修正の要求があつたわけでございますので、そこに若干時間はかかつたと思ひます。と、繰り返すようですけれども、相当長年月かかるということは手ぎわのよいことではない、反省いたしたいと思ひます。

○井上(普)委員 公益事業局長、あなたはおっしゃいます、昭和三十六年から四年間というものは、高度成長政策の名のもとにもすごく物価の上がつたときです。いままも上がりつつありますけれども……その中において、物価の値上がりによる道路のつけかえの費用が上がるのは当然で

す。ところが、それを押えておいて固執した。しかも、あなたのほうを押えることによって利益をこうむつたのはだれかといえば、四国電力です。このごろはピーク時の発電になっております。火力発電、重油発電のほうにコンスタントな発電をやるようになっておる。ために、ある需要が出てくるまではともかく水力発電のほうは押えておいたほうが得だという考え方に立つて、あなたは手ぎわがよくはなかつた処置だとおっしゃいますけれども、この事業を四年間も押えておつた。ために、四十年に完成のダムがまだできていないのです。そのために、池田さんからも指摘されるように塩害が起こつておる。直接原因ではありませんけれども、間接の原因。これさえあれば塩害は防げたのだということになっておるのです。

そこで私は、四国電力が公益会社か、一体公益事業をやつておるのかどうかということについてお伺ひしたいのですが、やつておりますか。どうでございますか。四国電力会社は公益事業だとなつたはお考えになりますか。どういふ会社をさして公益事業とおっしゃるのか、定義をひとつお教え願ひしたいと思います。

○井上(亮)政府委員 四国電力は、電力の発電及びそれを供給したことに由りまして住民の利益にも奉仕する。そのために、私どもは電気事業法でこの会社を監督いたしておるわけでございまして、消費者の利益に奉仕し、あるいは進んで地域社会の福祉に貢献させるように私どもは指導いたしております。電力会社は、いま公益事業法によりまして公益事業としての規制も受け、監督も受ける立場にございます。

○井上(普)委員 監督したとおっしゃいますが、しからば、この事実は監督しておりますか。四国電力の子会社に四国企業という会社があります。これはどういふ会社かといふと、四国電力の使う電気機器、車両、重油、不動産、土木建築工事、これらを一括下請する会社であります。重油にしても、車にしても、不動産にしても

も、この会社を通らぬ限り四国電力は物を買わないのです。いわばトンネル会社になっている。しかも、そのトンネル会社の四国企業という会社は、この前まで社長をやっておった中川以良という人が全株を持っていたのです。こういう存在を子会社として認めておる会社を公益事業としてあなたは監督したことはありませんか。

○井上(亮)政府委員 ややかたい話を最初に申し上げまして恐縮かと思ひますけれども、私どもは、電気事業法にのっとりまして、電力会社の諸般の建設、その他料金、諸般のことを監督指導いたしておるわけでございますが、子会社の運営についてまではこの法律によりまして触れていないわけでございます。しかし、私はここで法律論をやるというつもりはございません。やはり電力会社全体として地域に相当なウェートのある産業でございますから、そういった意味では、私も、法律にあるなしにかかわらず、監督してまいりたいと思ひます。しかし、四国企業がどういう運営をやっているかというところにつきましては、私も詳細には存じておりませんけれども、しかし、そう間違つたことはやっていないんじゃないか、こう考へております。

○井上(普)委員 そう間違つたことはやつてないという御認識ですが、四国電力が買う自動車、それから重油、不動産、全部これを通さなければ四国電力に納入できないのです。いいですか。そういうシステムになっているのです。そしてその株はだれがお持ちかといつて調べてみますと、現在四国電力の会長である中川以良という個人が全株持っているのです。トンネル会社じゃないですか。それに対して、あなたは、あまり悪いことをしてないと言ひますが、配当にいたしましても、一％配当をやつておる。全部自分のところに入るでしょう。(それはどうせ下請だらう)と呼ぶ者あり)下請じゃないですよ。トンネル会社ですよ。四国電力が公益会社であるならば、安く材料を入れなければならぬ、重油にしても、あるいは車両にしても、ところが、それを一たんトンネル

会社を通して、そこでマージンを取られるでしょう。企画庁長官、どうですか、こういう会社が存在することについてはどう思ひます。全株、しかも個人が持つておるのですよ。四国電力が持つておるのじゃないのです。

○井上(亮)政府委員 先ほども申しましたように、下請会社の全貌については私も把握してあるわけではございませんけれども、しかし、一般の例といたしましても、やはり電力会社みずからが、職員を置いて、部局を設けて資材を購入したほうがめんどうがない場合もありましようし、あるいはみずからの電力会社はつきりした人事なり組織の体制にして、資材の購入等については下請会社を使うというような場合があり得ると思ひます。ですから、それはケース・バイ・ケースに会社の方針にもよるましよう。もう少しつきりしてみずからがやりたいところもありましようし、みずからの人件費なり何なりをセーブして子会社にまかせるといふ場合もありましようし、一がい悪いともきめつけられないのではないのか。四国企業は、先生御指摘のように、資材購入をそこに担当させておるということのようですが、そういうことは、会社として一番効率的なやり方は何かということもありましようから、私は一がい悪いとも言い切れないのではないかとこのように考へております。

○井上(普)委員 これは日本通運と同じような運営でございましよう。子会社をつくつて、トンネル会社をつくつて、リベーターをおくつて、そうして会長が全部株を持つておる、しかもそういうような事業をやらせておる会社、これを公益事業と言へるか。近ごろの経営者は、こういうように自分で子会社をつくつてもうけるという、どうも経営者の良心が非常に薄くなつておる。これがその一つのあらわれじゃないかと思うのですが、大臣がどうでございましよう。

○宮澤國務大臣 実情を調べたいと思ひます。
○井上(普)委員 実情をお調べになつて、報告書を出すかにか出されて善処されることを要求した

しておく次第でございましよう。

こういうようなことをやりながら、片一方におきましては、先ほど申しましたように、あなた方は四年間ともかく許可を押さえておる。ために、下流におきましては塩害が起つてきておる。二次的な現象ではございましようけれども……。こういうようなことをやられて、はたして公益事業であるかどうかといふことについては、私は大きい疑問を持たざるを得ない。これらについて、次に行なわれる日早ダム、あるいは全国におきましてもこういうケースはたくさんあると思ひます。私が調べただけでも、遊休水利権というものはかなりある。さらにまた、各県各県の同意は得ながらも、会社の御都合によつて引き延ばしたりするケースがたくさんある。それについて、公益事業局としては、電力会社とか、そちらのほうにかばり顔を向けずに、国民のほうに顔を向けた行政をあなた方がやつていただくことを強く要求いたしまして、私は質問を終わります。

○加藤委員長 理事会の協議により、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 水資源公団法の採決を前にいたしまして、附帯決議をめぐつてまだもう少し与野党で話し合ひの必要がある模様でありますので、その間の時間を利用いたしまして、当面の建設行政の問題点につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

政務次官と計画局長に来ていただいておりますが、最初にお尋ねしたいと思ひますのは、宅地建物取引業法ができた基本的な精神、考え方はどこにあるか、一応御説明願ひたいと思ひますのであります。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。宅地建物取引業法は昭和二十七年にできた法律でございまして、当時、日本の経済の復興も軌道

に乗りまして、宅地建物に対する需要がだんだんと高まつてきたわけでございまして、そういうときにあたりまして、宅地建物取引業者と、お客さんである利用者の間でいろいろ問題が起つてまいりましたので、業者の営みまづ営業に對しまして、業務内容の適正な運営をはかり、取引の公正をはかる、せんじ詰めれば、やはり利用者でございまして消費者の保護をはかるというために業態を規制する必要があるということで、法律が二十七年にでき上がつて、今日に至つておるわけでございまして。

○岡本(隆)委員 これは大体宅地建物の取引をする人の、ことに利用者側の保護が目的であるといふことでございまして、しからば、そのために取引の縮まりの対象になつておる業者とは、いかなるものを業者と呼んでおりますか。

○川島(博)政府委員 法律の二十三条に「適用の除外」がございまして、国及び地方公共団体はこの法律の適用がございせんが、それ以外の団体あるいは個人につきましては、営利を目的とするといふことにかかわらず、いやしくも業として行なつておる以上は法律の適用があるといふことでございまして。

○岡本(隆)委員 国及び地方公共団体以外の者が「業として行なう」といふ「業として」といふのは、どういうことですか。

○川島(博)政府委員 宅地建物取引業法と申しますのは、宅地建物の売買等の行為を継続反復的に行ない、その行為が社会通念上事業の遂行と見ることができる程度のものである場合をさすものでございまして、必ずしも営利を目的とするもの、すなわち商行為として行なうものだけをさすものではございせん。

○岡本(隆)委員 商行為として行なわなくても、反復売買すれば業になる、こういうことですか。

○川島(博)政府委員 はい。
○岡本(隆)委員 そうすると、今度は、除外されておるものが地方公共団体以外にございませうね。

住宅公団であるとか、あるいは地方住宅供給公社であるとか、それから農地開発機械公社、八郎潟新農村建設事業団、産炭地域振興事業団、それから公害防止事業団というふうなものが除外されておる。それから、反復業として行なっておる、ことに営利を目的としたもので、信託会社であるとか、あるいはそうした類似の信託業務をやっておるような銀行、こういうふうなものが、宅地建物取引業ではない、こういうふうなみになされておりますが、それはどういふ理由に基づくものですか。

○川島(博)政府委員 御指摘のように、住宅金融公庫でございますとか、住宅公団その他の公団、事業団、住宅供給公社等が適用から除外をされておりますが、これらの公団、事業団は、いずれもいわば国策の代行機関といたしまして、国にかわって国の政策を遂行するという性格のものでございまして、本質的には国と同一の性格を持つというところから、特にそれぞれの公団、事業団の設立の根拠となっておりまして法律で、宅建業法の適用につきましては国とみなすという規定がそれぞれの法律によって置かれておるわけでございします。また、地方住宅供給公社につきましては、これは国の政策代行機関ではございせんけれども、県あるいは人口五十万以上の大都市が出資をいたしまして、いわば県なりあるいはそういう大都市の分身としてやはり住宅政策を肩がわりして行なう団体でございしますので、特に地方住宅供給公社法によって地方公共団体とみなすことにされておるわけでございします。同様のものとしたしましては、日本勤労者住宅協会も同じく適用除外の扱いをいたしておるわけでございします。なお、銀行あるいは信託会社等につきましては、それぞれ銀行法ないし信託業法によりまして監督規制が行なわれておりますので、適用の除外を受けておるわけでございします。

○岡本(隆)委員 銀行は明らかに営利団体です。それから信託会社も営利団体です。営利を目的として反復宅地建物の取引をやっておる。それが単

に銀行法とか、そんなもので除外できるわけがないです。かつて銀行法で大蔵関係がそんなものを申しつけたって、建設省ははねたらしいのです。何で銀行が適用除外を受けるのですか、われわれには承服できない。どういふわけですか。

○川島(博)政府委員 この信託会社等に関する特例に關しましては、宅地建物取引業法の二十二条の五にございしますが、信託会社あるいは銀行につきましては宅地建物取引業法が全面的に適用を排除されておるわけではございせんので、いわゆる免許とか取り消しとか、いわゆる団体そのものに關する監督処分につきましては、これは重複を避ける意味におきまして、それぞれの銀行法あるいは信託業法によりまして大蔵大臣が監督をする。しかし、実際の取引行為自体につきましては、これは当然、業法の適用を受けまして規制を受けるというところになっておるわけでございします。つまり、この団体の免許あるいは取り消しという点に關してだけ、監督大臣が二重に監督するということを避けるために、それぞれに譲っておる。取引の実態については当然この業法により規制を受けるといふことになりします。

○岡本(隆)委員 大体精神はこういうことでしよう。宅地建物取引業者には間々たちの悪いのがおる、そしてまた、ああいふ不動産の売買というのは、一般の消費者は——普通の消費財であります、大体の相場を知っておる。また扱い方も知っておる。商品の性質も知っておる。だからまあ特定の保護をしなくても、八百屋さんに別に許可をしなくても、品質は買う側の人がちゃんと吟味して買うであろう、こういうことで、その他のものにしては太過なくまあまあ売買が行なわれるだろう。しかし、宅地建物については、一般の人は一生に一本か二へん——それは特定の人は別ですよ。しかし、通常、一生に一本宅地建物の売買ができたら、その人はしあわせだといふふうにする、今日の時勢では言わなくちゃならぬ。したがって、そういう登記の方法とか、あるいはそれが抵当に入っておるとか入っておらないとか、あ

るいは他に特定の権利が設定されておるかおらないとか、そういうようなことについて暗いから、それを利用して不正な商行為をやるものがあるから、そういうことがないようにしてやらないとかいふ。それには、これを免許制にして、悪いことをしたものは再びそういう業につけぬようにしようではないか、こういうところから宅地建物取引業法ができた。したがって、そういうふうなことをやるおそれのないものについては適用除外にしてもいいじゃないか、だから国及び地方自治体の代行機関のようなものは除外してもいい、また、銀行などは、そういうふうな悪いことをしたら、銀行法というものがあつてきびしく大蔵大臣に取り締まられておるから、そういうような悪いことはまあやらない、だから、悪いことをやる心配のないものは取り締まりの対象からははずしてもいいではないか、こういう発想から大体除外規定というものができておるでしょう。そうじゃないのですか。

○川島(博)政府委員 そのとおりでございします。○岡本(隆)委員 そういたしますと、そういう精神から出ておる宅地建物取引業法の取り締まりが、最近になって、地方自治体が持つておるところの開発公社、これに出てきておるわけなんです。ね。私の地元の宇治で開発公社が宅地建物の売買をやつておつた。これが免許をとつておらなかつたといふことで、もぐり営業だ、非常にけしからぬといふので、検察当局に非常にきびしい取り調べを受けて、まるで悪悪人であるかのごとき取り扱いを受けて、新聞に喧伝されておる。非常に迷惑をしておるわけなんです。なるほど、それは、これが取引業者の免許をとらなければいけなかつたといふことは、これは一つの過失です。これはすなおに認めます。しかしながら、いまあなたが言われた、これは地方公共団体の代行行為をやつておる。だから、これは公共機関の分身なんだから、普通の宅建業者などでは絶対ないといふ気持ちで、そんなものは要らぬのだ、こう思つてやつておつたのですが、それが、おまえのところはもぐり営

業をやつておつて、しかも何億のぼるところの取引をやつておる、けしからぬ、こういうことできびしい取り調べを受けて、新聞なんかではもうそれはひどいものです。こういう見出しです。「手口は悪徳不動産屋」市長が公社を個人利用「ひどい無法市政」などという見出しで書いておる。こういうようなことを新聞が書いておるの

は、これは全部検察側が情報を流しておるのです。こういうふうなばかんなことを検察側がやつておるといふことは、まことに善良な、まじめにやつておる市政を、いかにもそれが悪徳市政であるかのごとく喧伝をして市民にそういう不信の念を植えつけて、故意に市政を毒しているという形になるのであります。これは法務省はどういふ解釈をしておられるのですか。一体いふ言ふところの宅建業法というものは、悪徳不動産屋がばつこしないようにやつてきたんだ、だからそういう意味の、いわば公正なる取引をやるようにといふことを目的としてできておる法律であつて、そしてまた、たまたまそういう意識で不用意に免許をとつておらなんだ、その免許をとつていないことが、故意にもぐり営業をやる悪徳行為だといふような認定をして、そしてきびしい態度で臨むというの、いかなる理由に基づくものなのか、ひとつ法務省から御説明願いたいと思ふのです。

○石原(昭)説明員 本件につきましては、先生も御承知だと思ひますが、宇治の市長に対する収賄事件が端緒となりまして、その捜査中に発覚した事件でございします。したがって、検察庁といたしましては厳正な態度をもって本件に臨むという点につきましては、一般事件と同様に変わりないものと思ひます。ところで、現在捜査中でございしますので、その内容にわたつて申し上げることは差し控えていただきたいと思います。でございますが、本件は、先生御指摘のとおり、宅建業法のいわば無免許営業といふことで現場捜査中の事件でございします。もちろん、事件の捜査にあたりましては厳正な態度をもって臨むのでございしますが、その捜査にあたりましては、通常の事

件と同じように、そのような犯罪を起こした動機あるいは内容、それに基づいて利益を得たかどうかという点、あらゆる点を考慮いたしまして処分が決定されるもの、かように考えるものでございます。もとより、この宇治の公社が通常の不動産業者とは違うという点につきましては、検察官も十分認識しているものと考えるのでございます。先ほど御質問の中に、検察庁から情報を流したということがございましたけれども、その点は調査してみなければわかりませんが、捜査の内容を秘匿するという点につきましては、これはすべての検察官が十分了解しているところでございます。して、検察庁からさような誹謗にわたるような言語を用いて新聞発表等をするような意味で情報を流したということではないのか、かように考えております。

○岡本(隆)委員 宇治の市長の収賄事件から発生した、こう言われますが、しかし、この市長には収賄の事実はないのです。あなたのほうは何ほど調べられても収賄の何が出ないから、今度はひょっとしたら開発公社を洗ったら出てくるかもしれないというので開発公社を洗った。洗ってみたら何もそういう不正のことが出てこない。出てきたのは、ただ免許をとっておらなかったというだけのことだ。何も出てこないから、免許をとっておらなかったというだけだが、ものすごい悪徳行為であるかのごとく放送されるというふうなことで、それは新聞にそう書いてあるのです。四月十三日の読売です。こういうふうに書いてあります。「新庄市長は「私にやましいところはない」と断言しているが、京都地検首脳は「最大の被害者は市民。こんなブローカー的行政が許されてよいものではない」という。」こう書いてあるのです。京都地検の首脳は、最大の被害者は市民だ、こんなブローカーみたいな行政は許されてはいかぬ、こうはつきり断定しているのです。これは読売新聞が書いています。それではあなたは、読売新聞がこういうことを書いておるといことは、そんなことは絶対あり得ない、事実無根だと

言い切れますか。

○石原説明員 先ほど先生のお話しでは、検察庁から発表したというふうなお話があったので、そのような事実はないであろう、こう申し上げたのでございますが、新聞ももとより一つの世論の代表機関といたしましてみずからの取材活動を行なうのであらうと思えます。その範囲内におきましていろいろな情報をとって記事にするということは、これは当然あり得べきことであらう、かように考えております。

○岡本(隆)委員 取材活動を新聞はやりません。その取材活動をやるどころの新聞記者にものを言うということは、慎重でなければいかぬ。そして、いやしくも検察首脳ともあらう者が、そのことが犯罪を構成しておるやら、しておらぬやら、あるいはその内容がどの程度のものであるかということとはつきりしない間に、こういう断定的なことを言つて、すっかりどろを塗る、善良なる市民に對して——それはあやまちはないと言ひませんよ。しかし、ただ、うかつに免許を取つておらなかったというだけですね。一つの過失です。過失に對して、それがものすごい悪徳行為であるかのごとき形で発表するということですね、こういうことは慎まなければいかぬことであると思ひますが、それはあなたはお思ひになりませんか。

○石原説明員 地方公共団体の長、あるいはそれに勤務している人に対する犯罪でございまして、厳正にやれというふうな先生方から叱咤激励されるのが通常なものでございまして、逆の場合なので私もややとどまっておりますが、逆の場合なので、事件の処理は処理といたしまして、もし事実そのような発表あるいは誹謗的なことを検察庁から言つたとすれば、これはやはりよろしくないことであらうと存じます。しかし、私は、京都地検のいわゆる首脳という——部長以上の方を存じあげておりますが、みずからそういう点を申し上げるような人ではないであらう、かように考えておる次第でございします。

○岡本(隆)委員 まあ厳正にやれと言われるの

に、逆に私がいかにも厳正にやるなど言うておるかのごとく言われますが、悪いことは厳正にやればいいのです。また、善意でもってやつておつても、人間あやまちのない者はないのですよ、そのあやまちに對して、いかにもそれが悪徳行為であるかのごとく取り扱つて、しかも市民は、自分らの選良として、自分らの代表として選挙しているのです。その都市のシンボルみたいな存在です。それに對して不当な評価をし、それがいかにも極悪非道であるかのごとく誹謗的な発表をするということは、これは私は検察当局としても慎むべきであると思つておる。それで、この問題は、先ほどから建設省からの答弁もありますように、業として行なう、反復これをやればそれは業だということかもしれないが、しかしながら、一応除外されている団体が相当あるわけですね。除外されている団体が相当あるわけですね。除外されている団体が相当あるわけですね。除外されている団体が相当あるわけですね。

また、報道陣の求めに応じてインタビューして、ああだこうだと中間報告して、そのたびに新聞に書かせるというふうなことは、ことさらにこれは市政を故意に混乱させよう、こういうふうな意図があるかのごとく見えるわけですが、こういうことは厳に慎んでもらいたいと思つておる。そういう点について法務省としてはどう考えておられますか。

○石原説明員 先生のおっしゃることはまことに、ごもっともなことであると存じます。御趣旨はよく承知いたしました。なお、この事件につきまして、同じような形でやっていると、同じような形

す。私も聞いたところによりますと、全国で二百以上のこの種の法人があるようでございますが、そこは全部免許を取つてやつておるといふことでございしますけれども、たまたまこの宇治がやつていなかったわけでございます。

なお、つけ加えて申し上げておきたい点は、先ほど、厳正なる処理をいたすと申し上げたのでございますが、事件処理にあたりましてはこれらの事情を十分考慮しているであらうというふうなことを考へるわけでございます。と申しますのは、収賄が成立するかしらぬか、これはいま検察庁で捜査中でございます。普通かような事件であれば、逮捕勾留して調べるのが通常でございますが、この事件につきましては、先生も十分御承知だと思ひますが、不拘束で調べているわけでございます。宇治の市長というその身分、あるいは當時市会等もあつたようでございますが、それらの事情も十分考慮いたしまして、捜査としては非常にやりにくからうと察するのでございしますが、不拘束で調べているのでございします。そういうような点を考えますれば、検察庁といたしましては、態度としては厳正な態度をもつて臨むのでございしますが、処理は適正に行なわれるであらう、かように期待してございします。

○岡本(隆)委員 これは、たまたま自分の使つておる部下の中から汚職に關係した者を出したというところについては、もちろん市長も責任を負わなければならぬし、あなたのほうで、そういう部下を使つていたんだから、まあそれに関連して何かそういう汚職的なものがあるはずはないかというところで捜査されたというところは、やむを得ないとは思つておるのです。しかしながら、連日のように新聞がどんどんそれを書き立てました。これは社会党の推薦した、社会党に党籍のあつた市長であります。また京都府は、御承知のように蜂川知事が革新知事でありました。したがつて、参議院選挙を前にして革新勢力に對して何とかどろを塗りたい、こういうふうなことをわれわれは考へたくなつて

くるほど、新聞が大きく取り上げたわけですね。それは新聞が取り上げるのは自由でありましようが、その資料をあなたのほうからたびたび記者会見しては提供されるというふうなことになるかと、そういうふうなジャーナリズムの取り上げ、まあ保守的なジャーナリズムの取り上げ方に対しては、まあ協力をやっておられる、こういうふうな受け取れますから、私はこういうことを申し上げるわけなんです。だから、処理は早くしてもらわなければ困るのです。もう参議院選挙を前にしているのに、どろを塗って、塗りっぱなしで、それで何ら青天白日であるということを立て証しないままでやられたのでは、これは革新勢力はものすごく不利ですよ。だから、これは私は取り扱ひがきわめて政治的であるという点において不満を抱くものであって、別に悪いことをしたものはびしっとやられたらいいです。いかに私自身だって、かりに何かがあれば、遺憾なしにやってくたさいよ。私は、悪いことをした者を処分するのには、何でもまた寛大にしてくれ、そんなけちくさいことを決して言いません。しかしながら、かりにこの免許を取っておらなかったということが、なるほど、取引業法によりまして、免許なしにすれば三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金」ということになっております。しかしながら、その目的というものが、悪徳行為を取り締まることと目的としてこういう罰則も設けられ、そしてまたこういう宅建業法というものができておるわけなんです。しかもその取引行為というものは、いま建設省の計画局長が申しました、いわば市の外郭団体として——外郭団体というよりも、市の代行機関としてやっておるものであつて、理事長は市長である、それから専務理事は管財局長である、それからその理事は市の職員、たとえば助役その他の市の職員やら、議会の議長も入つておるのです。議会も関係しておるのです。ね。そしてその取引のたびに、市の財産を購入するか市の財産を売る以外にはやっておらないのですから、この取引行為というものは、市の財産を

処分するか、あるいは市の財産を市にかわつて購入するか、この二つよりやっておらないのです。だから、これは不特定多数を対象にしておらないのです。これは業という限りにおいては、不特定多数でなければならぬと思うのです。一つの理由として、業というのは、取引の対象が不特定多数であるということが、その次に、やはり報酬を受けるということが、業というもののほんとうのすなおな読み方だと思ふのです。いま局長は、報酬を得ようが得ないまいが、利益をとつておろうがおるまいが、それは業だと言われました。ね。私はそういう考え方には反対です。業というのは、不特定多数の人と取引をし、その取引を通じて利益をあげるということが業だと思ふのです。だから、そういう意味においては、売買行為を代行しているだけですから、利益も何もないのですよ。なぜこういうことをしなければならなかつたかといへば、これは今日の地方財政の貧困です。その次に、政府のやつてゐる高度経済成長ですよ。どんどんどんどん物価は上がります。この土地の値上がりです。だから、学校を建てたい、学校建築の計画を立てておる、しかしながら、一般に一ぺんに予算はない、補助もない、起債も一ぺんにできない、しかたがないから、ひとつ代行機関をつくつて、土地だけでも借金して買つておこうじゃないか、こういうことから全国にどんどんたくさんできた。たくさんできたというのは、本来なら、こんな開発公社などというものがあつたというところ、これはもう地方自治の間違ひですよ。こんなものを黙認しておられるところに日本の地方自治の貧困がある。その自治行政の貧困を補うために、やむなく地価の暴騰に対してそれに対処するためにこういう開発公社ができておる。そういう開発公社を業者として取り締まるのだという考え方が間違ひがあると思ふのです。それはそれでいいとして、しかし、免許がなかったというところで、非常なきびしいなを当てがうていくというところは、私はどうかと思ふのです。だから、その点は法務省も考え

てもらわなければならないと思うのです。そこで自治省にお尋ねいたしますが、自治省ではこんなことをいつまで自治体に行らしていただくつもりか。これは当分各自治体としてはやむを得ぬと思ひますが、自治省としては、これはやむを得ないもの、こういうふうな思つておられると私も思ふのであります。自治省としては、こういうふうな運営というものをどうして正していこうと思つておられますか。このこと、このやむを得ざる自治体の自衛手段としてのこういう開発公社の存在というものは、これは自治省の将来方針と、また自治省の地方財政の運営のあり方、こういうものと非常に関係があると思つておるのですが、自治省ではどう思つておられますか。

○遠藤説明員 一般に開発公社といわれておるものでございませうけれども、これはつくられませんでした理由その他いろいろあるわけなのでございませうけれども、いまお話をございませう。市が本来行なうべきことを別に財団法人というふうなものをつくつて行なわせたというところは、ややもすれば責任が不明確になつたり、監督が不十分になつたりする点がございます。私どもとしては、できるだけそういうものは慎んでいくべきであるという指導をしておるものと、同時に適正な運営をされるように努力するということ、指導をしておるわけでございます。けれども、御指摘のように、開発公社、そういうものがつくられます原因がいろいろあるわけでございます。その中には、御指摘のような地方財政という問題ももちろんあるわけでございます。それらのほうの面からの問題につきましては、本来市町村が行なうべきものなら極力市町村が行なうような形の制度が確立するといふふうに全力をあげてまいりたい、かように考えております。

○岡本(隆)委員 これは自治省が、そういう道路であるとか、あるいは公営住宅であるとか、学校であるとかいうふうなものの建設計画をその自治体が立てた場合に、それについて、数年後を見越

である程度長期的展望に立つたところの事業に対して起債を許してやれば、こんな開発公社みたいな苦しまぎれのことをやらなくてもいいのです。それが、そういう制度が全然ないから、結局、当面のこととやら事業に対しては起債はつけまされども、しかし、将来の長期計画に對するところの起債というものを全然認めない。一方、地価の値上がりは何年かはばらばらおる。だから、四、五年たてば土地が二倍、三倍に上がつてゐる。そんなに地価が高騰していったのでは、とても公共事業をやれない。やむを得ないから、代行機関としてこういう開発公社というものを窮余の一策として編み出してきた。そうすると、全国にずつとそれが広がつて、今日の開発公社オンパレードというふうな形になつて、全国の府県で開発公社を持つていないものはありませんし、また大きな都市やそここの都市で開発公社を持つていないところもない。こゝまで開発公社が大きく——三百九十四と建設省では私の手元へ報告してまいつておられますが、三百九十四も開発公社ができたというところについては、自治省並びに政府に大きな責任があると思ふのです。地価がこんなに値上がりになることを放置してきたということ、その地価値上がりに對してどう対処していくかというふうな自治体の弾力的な財政運用の権限を与えておらないということ、そういうことが今日開発公社がこゝろにできてきたということなんです。しかもその開発公社が、いまの免許を受けておるものは二百二十二、免許を受けていないものが百七十二あると、建設省は報告を私の手元へしておられます。百七十二も免許を受けておらないものがある。その中に宇治市が入つておる。それで宇治市がまたまひつかけられた、こういうことになるわけなんです。そうすると、残りの百七十一、これも宇治市と同罪ですよ。厳正にやると検査当局が言われるなら、この残り百七十一みんなやつてもらわなければならぬ。ひとり宇治市だけがどろを塗られて泣き寝入りになるわけにいかぬですよ。だから、宇治市がもし告発されるなら、今

度は岡本隆一が全部はかの無免許のものを告発しますよ。そういうことになりすよ。そうしなれば、ひとりだけがそんな不公平なことはいないです。百七十二もあるのに、一つだけ告発されて、ものすごいどろを塗られて、そして泣き寝入りになる、そういうことはできません。残りのものも同罪じゃないですか。ただ免許がないだけのゆえをもって宇治市が起訴されたり、あるいは顔にどろを塗られるということなら、残りこれだけあるよというので、それを全部告発しますよ。そういうふうな事態になっておるとのことについて自治省としては大きな責任があると思うのです。だから、自治省としてはこの責任をどうとつてもええのか、こういうことになってくるわけでごさいますか、あなたにそれをいま御答弁願つても、かなり大きな問題でございますから、やむを得ないと思ひますが、自治省としても、何と申しますか、他山の石、対岸の火事、こういうふうな形で考えないで——これは、自治省がただ免許を取ればいいじゃないか、こういう問題ではないと思ひます。免許を取つて、法に触れぬように運営すればいいじゃないかという問題ではないと思ひます。これは地方自治体の財政運用のゆがんだあり方だ。そしてまた、この運営を誤れば——また現実に誤つた運営をやつて、たとえば開発公社が工場誘致を見込んで工場用地をどんどん造成した、しかしながら売れないで、負債で赤字で困つておるといふふうな自治体もあるということも聞いております。だから、そういう誤つたことがないようには、この開発公社の運営というものについて、自治省としても、さらにまた建設省としても、私は適正な指導をしていかなければならぬと思ひます。御意見があればあとでお答え願つたらけつこうです。

よろしい、免許を急いで受ける必要のあるものは残りの六十九だ、こういうことでございすが、そういう区別はどこでされますのか、お伺ひしたいと思ひます。

それから、いまの住宅公団であるとかその他の公的機関では、法律にそれぞれ明記してあるから、これは銀行もそうですが、免許を受けなくていいことになっておる、こういうことでございすね。ところが、開発公社については、先ほどの何では、法律の規定がなければみな免許が要するのだというものであつたように理解いたしました。が、そのうち百三十三は免許を受けなくてもいいのであつて、六十九は免許を必要とするのだ、こういうことでございすが、それでは、免許を受けなくていい開発公社と、免許を受けなければならぬ開発公社と、性格的にどう違ふのか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 先ほど御説明ございした全国のいわゆる民法法人たる公社は三百九十四ございすが、このうち、免許を受けている公社が二百二十二、残りの百七十二は受けていないわけでごさいます。その免許を受けるか受けないかというところは、公社の設立の目的なり事業なりによつて判断をすべきものでございす。形式的には、公社の定款なりあるいは寄附行為におきまして、その目的なり事業内容なり、宅地建物取引業を行なう実体的な規定があるかどうかという判断になるわけでごさいます。ただ形式的に定款なり寄附行為に、宅地建物の売買等を業として行なうという規定がございすしても、実質的にそういう業を行なわないう以上は、法律上は免許を受ける必要はないわけでありす。私どものほうは、大体、市なり県の公社が事業を行ないす場合は、これは同一県内あるいは市の中で事業が行なわれすので、民法三十四条によつて、法人の設立許可につきましては府県知事に権限が委任されておるわけでありす。したがひまして、公社の事業の実態につきましては、業法との関連におき

まして知事が監督をしているわけでありすが、私もがたがたいま申し上げました数字につきまして、免許を受けている公社、受けてない公社の区別は、これは当該法人並びに業法を所管して取りまします数字でございす。したがひまして、免許を受けてない公社というのは、定款あるいは寄附行為上も、あるいは実態といたしましても、取引を営んでいないというものの報告を取りまとめた数字でございす。

○岡本(隆)委員 そうすると、あなたのほうから資料をいただきまして、それで百七十二の内訳として、免許を受けてない理由について、公共用地取得のみで、一般を対象としないというのが百三十三である。それから、設立後間もなく、まだ事業開始していない、だから、いまのところはいない、これは早く取らないといふかぬというものが十三。相当年数がたつたが免許を取つておりません、しかし免許を取るよう準備中であるというものが五十六ある、こういう説明でございす。そして百三十三については免許は要らぬのだ、こういうようなことを、この資料を持つてきてくれた人が私に説明しておりました。だから免許の要らない百三十三というのは、これは法律的なにはどこにもないのです。宅建業法には、先ほど説明があつたように、それぞれ法律あるいは宅建業法で適用除外されてゐるものがある。それについては免許は要らぬといふことは、法律的によろしい。ところが、この百三十三については、そういう法律の規定も何もないのです。たまたま事業内容が一般を対象としていないから、それでいいのだ、こういうことでありますが、一般を対象としなければそれでいいのだ、こういうふうな法律的根拠はどこにあるのか。そしてまた、先ほど局長が説明された、利益を得ようとする、何であらうと、とにかく反復売買行為があれば、それは宅建業法取り締まりの対象になると一番初めに答えになりましたね、それとちよつと合ひませぬね。

つきましては、宅地建物取引業法第二条の二号に定義があるわけでありまして、「宅地若しくは建物の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうものをいう。法律上はこいう定義がされてゐるわけでありす。これを實際問題としてその内容をかみ砕いて申しますと、業として行なうといふことは、そういうた行為を反復継続的に行ない、その行為が社会通念上事業の進行と認められる程度のものである場合をさすといふのが、われわれの行政指導上の基本方針であります。したがひまして、そういう法律の文言あるいは行政指導方針に照らしまして、實際上そういう業を行なつていない公社については、法律上も宅建業法による免許を受ける必要はないわけでありす。問題は、そういうことを實際としてやつておつて、しかも業法上の免許を受けていないといふ場合に初めて問題になるわけでありす。

○岡本(隆)委員 法律上の根拠はなくても、あなたのほうはそういうふう認定するのだ、こういうことなすね。

○川島(博)政府委員 ただいま申し上げましたように、根拠は宅建業法二条の二の定義に該当する行為が現実に行なわれているかいないかということが、判断の基準になるわけでごさいます。

○岡本(隆)委員 その行為が行なわれているかどうかといふことは、業として行なうといふことですね。業として行なうといふことの解釈であるわけでおる。だから、不特定多数を取引の対象としておるか、あるいはそうでないかといふこと、それからもう一つは、報酬を得ているかいないか、この二つが、業といふものとみなすといふことの一番大きな柱だと思ひます。しかし、市のほうは、報酬を得なくても、不特定多数を対象にしてればだめだ、対象になるのだ、そういうことなんです。

○川島(博)政府委員 一般に公社が業法上問題になりますのは、土地を入手して造成して、それを

個人に売るといふ場合でございます。この場合は売買行為でございますから、報酬でなくて、対価の授受になると思ひます。これはまさに業法無視になるわけでございます。したがって、不特定多数を相手にするといふことが一応要件でございますけれども、それによつてもうけるとか、もうけないとかといふことは、この業であるか、いなかを判断する基準には入らないといふことを申し上げておきます。

○岡本(隆)委員 附帯決議の話し合いがついたようですから、結論を急ぎます。

それでは伺ひますが、こういう場合はどうですか。いま公共用地取得のみで、一般を対象としていないといふが、これは公共用地の取得のみが事業内容だ。しかしながら、公共用地の取得は、やはり不特定多数から買ひ込んで、それでしよ。買ひ込みは不特定多数で取得して、今度は渡す側は自治市の自治体だけですね。買ひ込みを考へる場合は、多くの人から、幾らにも分かれてゐるのですから、たくさんの人から買ひなければならぬ。まとめて渡す、こういうことですね。それはかまわぬのだとあなたはおっしゃる。そうすると今度は、そういうふうな財源を得るために、市有財産なら市有財産を処分しなければならぬ、そうすると、自治市の財産を処分する、これも処分の相手を求めるのですから、不特定多数になりますね。しかしながら、その物件の出どころは市の財産以外にはないのです。そうすると、それも売買の片方は不特定多数であるが、しかしながら、売り買ひのどちらかが必ず特定のものだ。市という自治体という特定のものだ。こういうふうな場合に入つてくるのではないかと。同じ市の代行機関という限りにおいては、あえてこの法律の根拠を必要としないう考へ方ですね。このカテゴリーの中に入つてくるのではないですか。

○川島(博)政府委員 その辺は確かに先生御指摘のような問題点があると思ひますが、私のほうは、やはり立法の趣旨から、いかなる業態を取り

縮まりの対象にすべきか、むしろ実態から判断すべきであらう。この場合に保護せらるべき対象は何かと申しますと、やはり宅地難に苦しんでゐる一般庶民、需要者でございます。したがって、市から一括して買ひ受けたといふことは、なるほど、不特定多数ではございませんけれども、その売の対象が、たとえば自治市が買ひ込んで、自治市の財産を公社が府に売るとか、あるいは住宅公社に売ると、こういう場合でございますれば、これはもちろん業としての規制は必要でないと思ひますが、少なくともそういうものでなくて、一般人を対象にその土地を分割して売るといふふうなことになるように、これはまさに消費者保護の精神からいって業法の規制対象とすべきであらうといふふうに私は考へます。

○岡本(隆)委員 この自治市の場合には、申し上げておきますが、これは計画課長も聞いておいてください。売買行為ですが、売つておられますのは自治市の市有財産です。学校がほかに移転して校舎のあとが要らなくなつたとか、あるいは巡査の駐在所を市が提供しておつたのがもう要らなくなつたとか、そういうところ、あるいは公会堂が新たにできたので、古い公会堂の土地建物が要らなくなつたといふようなものを、他の事業の財源にするために処分してゐる。その処分しておる件数は九件より少ないです。そうしてまた、買ひ受けておるのは、関西電力とか酸水素油脂工業ですね、これが自分のほうのレクリエーション施設にしたり、あるいは従業員の宿舎にしたり、それから防衛庁の共済組合とか、その他二、三を個人に売つておられますが、これも不特定多数には売つてない。一筆でまとめてばつとその人に渡しておる。分譲などといふことは全然やつてない。だから普通の商行為ではない。とにかく公的な資産を他の財源にするために払い下げをやつておる。その払い下げの代行を開発公社がたまたまやつた。そういうことを使命としてつくつたのですから、それをやつた、こういうことですね。それから買ひ場合にも、学校敷地であるとか、都市

計画街路であるとか、あるいは府道の用地を府に代行して買つたとか、あるいは市道であるとか、駅前広場であるとか、そういうようなものの用地だけより買つておらないですね。だから売買件数というのはきつめて少ないのです。そんなに反復やつてゐるんじゃないのです。だから私は、先ほど局長が言われたように、この自治市の開発公社の場合には免許の要らない部類に入るべきだ、こう思ふのです。ところが、これはそういうふうなことを合計すれば二、三十回商行為をやつておられますから、だからそれでもぐり営業だ。それは金額は大きなものにのぼります。大きな小学校の用地なんかを買ひつれば、何千坪か何万坪か知りませんが、そういうことになるのですから、大きなものになりますので、金額としては大きいのですが、対象としておる件数としてはそんなに多くない。たとえば買ひ受けて、売つたり買つたりしている代表となつておる人ほか何名か買つておられます。一つの学校用地なら、代表者はか十五名くらいから買つておられます。そんなのを全部合せても百名に足らぬ。九十何名くらいです。九十何名くらいの人から売買行為があつたからといって、それを不特定多数だ、それは不動産ブローカーだ、もぐり営業の悪徳ブローカーだ、こういうことにされてしまつて、それで革新市政必ずしも清潔にあらずなんといふようなことを新聞に書かれたのでは、しかも市長は、ぼくの、何といひますか、刎頸の友ですよ。そんなのはよく自身もものすごいどろを塗られたようなことになつてゐるんですよ。だから、これは遠慮なしに街頭へ出てどんなやれ、おれも一緒に君の潔白を弁護するために街頭演説をやるから、やれというやうなことを言つてゐるやうな状態だ、こういうやうな市政の混乱をしてゐる市民に、検査当局ともあつてものが、厳正であることは望ましい、同時に公正でなければならぬ、その公正であるべき検査当局が、保守的な政治勢力のいかにも背景であるかのごとき誤解を受けるやうな行為をされたといふことは、はなはだ遺憾であると思ふのです。

その点、話がもうつたことだから、はしよつて結論を急ぎますが、これはあなたのほうも、開発公社がこれだけたくさんできておるといふことは御承知のとおり。しかも、これが地価の値上がりに対処するためにさまざまな土地の売買行為をやつておる。中には、土地造成をやつて、それを売つて自治体がもうけて、それを財源にしてゐるという、全くブローカーそのまゝの公社もなきにしもあらずですよ。これは、そういうものとそうでないものとを画然と区別して指導してもらひなければならぬ。同時に、検査当局がそういうやうな検査権を發動される場合には、そういうやうなことをやつてゐるかわつていないかは、調べてみなければわかりませんね、やつてゐるかわつていないか、調べるまではわからないのなら、十分その調べがつかない間に、不当に名誉を傷つけるやうな行為をされるということは、はなはだ遺憾であると思ふのです。これは検査当局を名譽棄損で訴えたつていくらいだと私は思つておられます。そんなことをしてあえて行政を担当する者同士がどろの塗りつこをしてゐるは困りますが、しかしながら、早く結論を出して、そして悪いことは悪い、この点は間違つておつた、しかしながら、私がいま説明したやうな実態からいくなれば、これは当然他の免許の要らない業者と同じ程度のことよりやつておらなかつたといふことをはつきり公表してください。それでなければ困ると思ふのです。こういうやうなことは免許が要らなかつたのだ、またそういう自治市がやつてゐるやうなことで免許が要するやうななら、ほかにも同罪になるのが全国に百七十二あるのだ。百七十二の一つなんだ。しかも百七十二のうちで建設省は百三十三は免許はなくてもいいと言つておるのだ。その百三十三の中の一つに入つておつて、これを加えて百四です。百四の中の一つに入つておつたことは間違ひだといふことをはつきりさせてもらひたいと思ひますが、どうですか。

○石原説明員 先ほど厳正といふことばだけ使ひ

ましたが、検査の基本方針といたしましては、厳正公平かつ不偏不党でございます。先ほどの御質問の中に、社会党のみをねらい撃ちするということうなお話でございましたが、さようなことは決してございせん。

なお、迅速かつ適正なる処理をするということにつきましては、機会を見て検査庁によく連絡したいと思っております。

○岡本(隆)委員 しかば、万一字治市があなたが言ったようなことで処分されるということなら、他の百七十二も同じように処分されるのでしよう。それも聞いておかなければならぬ。

○石原説明員 捜査の端著がございすれば捜査を開始するのが、検査庁の原則でございます。

○岡本(隆)委員 わかりました。

○加藤委員長 この際、午後三時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十四分休憩

午後三時三十八分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 これより討論に入るのが順序であります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 なお、ただいま議決されました水資源開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、渡辺栄一君外三名より、四党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。渡辺栄一君。

○渡辺(栄)委員 ただいま議題となりました水資源開発公団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党並びに公明党四派から附帯決議が申し出されております。

ただいまからその内容を朗読いたします。

政府は、本法施行に当り、左の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、愛知用水公団の懸案事項の処理及び木曾川水系における新規事業の実施に当っては、同公団の組織及び経費を十分に活用し事業の円滑な推進につとめること。

二、愛知用水公団の職員は、全員統合時期の労働条件をもつて、水資源開発公団に引き継がれ、完全雇用を保障されること。

三、木曾総合・三重用水両国営土地改良事業の公団移管にあたっては、その職員の希望を尊重して配置転換を行うとともに、東海地区の国営土地改良事業の縮小はしないこと。

今後国営土地改良事業の事業量の確保と職員の身分の保障につとめること。

四、水資源開発公団の事業と国営土地改良事業との分野を明確にするとともに、国営土地改良事業として発足した事業については、原則として今後公団に移管しないこと。

右決議する。

以上であります。皆さま方の御賛同をお願いいたします。

○加藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、渡辺栄一君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。

この際、宮澤経済企画庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤経済企画庁長官。

○宮澤国務大臣 ただいま御決議を拝承いたしました。本法の施行にあたりましては、御決議の趣旨を尊重いたしまして、運用に遺憾なきを期したいと存じます。

○加藤委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次回は、来たる十日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

建設委員會議録第三号中正誤

ページ		段行		誤		正	
一	三	末	予特	予算	正		
七	四	三	聞いており	聞いており			
二	一	八	ございませが	ございませが			
三	二	三	ございませから	ございませから			
三	三	五	卒直	卒直			
三	四	末	そいうう	そいうう			
四	三	一	解決	解釈			
六	三	七	小家で	小家庭で			
七	二	元	いきます。	いきます。			
七	四	三	おります。新しい	おります新しい			
六	一	末	たす	ため			

昭和四十三年五月十六日印刷

昭和四十三年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局